

維持管理計画及び管理規程

第 1 章 地域及び地積

本地区は、香川県のはぼ中心部に位置し、高松市西部の九町にまたがる標高 60～10mの南より北に穏やかに傾斜した平野部で形成され、東には香東川が貫流し、西には本津川が流れ、その双方の河川に挟まれた地形を成している都市近郊型農業を営む水田地帯である。

受益地域内に高松自動車道等が開通しているが、都市化の影響は比較的少なく、平坦で農業地を中心とした受益面積約 670ha、組合員数約 2,100 名の穀倉地帯である。

なお、管内には、小田池、奈良須池、御厩池の他、補助溜池が多数あり、加えて香川用水、県営事業で施工した 4 幹線水路（弦打・中央・本津・奈良須）を利用して灌漑水を円滑に配水できる、恵まれた環境下にある。

(受益面積)

令和 2 年 3 月 31 日現在

市 町 名	地 積(田)	備 考
高松市川部町	1,312,001.94 m ²	地区外 2 筆含む
高松市岡本町	658,059.98 m ²	
高松市円座町	844,848.34 m ²	
高松市西山崎町	586,259.97 m ²	
高松市檀紙町	1,096,136.42 m ²	
高松市中間町 (西)	447,726.07 m ²	地区外 1 筆含む
高松市中間町 (川向)	138,868.78 m ²	
高松市飯田町	674,482.22 m ²	
高松市成合町原又	179,048.28 m ²	
高松市御厩町	760,193.84 m ²	
合 計	6,697,624.84 m ²	

第 2 章 維 持 管 理

(目 的)

第 1 条 各種土地改良事業で造成された管内の土地改良施設の維持管理を実施し、用水の有効利用等による地域農業の生産性の向上及び防災・減災への取組による災害発生リスクの低減を図ろうとするものである。

(維持管理の内容)

第 2 条 小田奈良須両池土地改良区が維持管理しようとする諸施設の業務概要は、次のとおりである。

- (1) 小田池、奈良須池及び御厩池の維持管理
- (2) 管内補助ため池の維持管理
- (3) 管内の出水施設の維持管理
- (4) 管内用排水路・農道の維持管理
- (5) 西部幹線維持管理会所管の施設の維持管理の協力

(かんがい施設関係)

第 3 条 かんがい施設の種別及び規模については当改良区の施設台帳記載の施設とする。

(貯水、配水の時期と方法)

第 3 条 貯水については慣行により一の井堰から 1 2 月 5 日から導水を始め、概ね 5 月 1 0 日満水検分までに満水させることを目標として貯水業務を行う。

配水は、別に定めたこの土地改良区利水調整規程に基づいて受益地に必要な配水をする。(用水系統図参照)

ただし、特別の事由により変更する場合は、配水委員会で協議決定する。

(洪水時の処置)

第 4 条 高松气象台から関係地域に対して、降雨に関する注意報または警報が発せられたときや河川の異状増水が予想されるときは、洪水警戒体制をとり、関係の气象台、市町村、その他の機関との連絡並びに気象及び水象に関する観測及び情報の収集を密接に行なう。溜池保全については、もっぱら池守が当たり、まず流入を止め、ユルの開閉、余水吐きゲートの取扱い等により減水に努めることとしている。

また、ゲート並びにゲートの操作に必要な機械及び器具の点検整備、手動装置の試運転その他井堰の操作に関し、必要な措置をとり、そして常に河川流量及び水位に注意し、井堰の操作に万全を期する。

(維持管理費)

第 5 条 この土地改良区が必要とする年度事業費及び維持管理費は通常総代会で決定する。

(効 果)

第 6 条 受益地に安定した用水の確保と各支部による円滑な配水による農業用水の有効利用を図ると共に災害の未然防止、維持管理の効率化・農業生産性の向上、関係農家の農業経営の合理化に資する大なる効果がある。

第 3 章 管 理 規 程

(趣 旨)

第 1 条 この規程は、当改良区の施設の維持、操作、その他の管理について必要な事項を定めるものとする。

(土地改良施設)

第 2 条 この規程において土地改良施設とは、各種土地改良事業で造成された管内の土地改良施設であり、施設台帳記載の施設とする。

(総括管理者)

第 3 条 前条の施設の総括管理者は理事長が行うものとし、土地改良施設全般を総括管理する。

(管理責任者)

第 4 条 理事長は、施設の管理を適正に行なうため、管理責任者として理事(以下「担当理事」)または、当改良区 10 支部長 (以下「各支部長」という。) を置くものとする。

2 担当理事または各支部長は本部と連携を図るとともに地区水利関係者及び組合員を統括する。

(点検整備)

第 5 条 担当理事または各支部長は、土地改良施設の維持管理に必要な機材を常に良好な状態に保つための点検及び整備を行なわなければならない。

(監 視)

第 6 条 担当理事または各支部長は、土地改良施設及びその周辺について常に監視を行い、その維持保全に支障を及ぼす行為の取り締まり並びに危険防止に努めなければならない。

(管理の委託)

第 7 条 土地改良施設は、担当理事または各支部長が自ら管理する必要があると認めるものを除き、その施設によって利益を受ける地区水利関係者及び組合員で理事長が適当と認める者に管理を委託する。

(異例の措置)

第 8 条 担当理事または各支部長、及び地区組合員は、この規程に定めのない事項を処理しようとするときは、あらかじめ理事長の承認を得なければならない。ただし、非常事態の発生により緊急に措置を要するものについては、この限りではない。

2 前項ただし書きの場合は、事後速やかに理事長に報告するとともに、その後の措置についての指示を受けなければならない。

(行為の制限)

第 9 条 担当理事または各支部長は、土地改良施設についてその目的を妨げ、若しくは保全を害し又はおそれのある行為があるときは、その都度それらの予防、停止等のために必要な措置について原因者と事前に協議するものとする。

附 則

先に規定された昭和51年10月1日施行の小田奈良須両池土地改良区維持管理計画及び管理規定を全廃し、この規程は、令和3年3月31日の総代会で議決され、令和3年12月10日付け3東土改第59356-2号の県による認可により同日より施行する。